

17 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員配置のさらなる充実を図るとともに、安定的に教職員の採用及び配置が行えるよう、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。
- (2) いじめや不登校を始めとする児童生徒の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見・早期対応のため、チーム学校の一員としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの定数配置の実現を図ること。定数配置されるまでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動が充実するよう、また、いじめ防止対策推進法を推進するための附属機関等が適切に運営されるよう、必要となる財政措置を確実に講じること。

(背景)

- 貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、複雑化・多様化する課題が教員に集中していることが、教員の長時間労働の原因の一つとなっており、教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の体制が整備拡充されることが必要である。
- 通級による指導や外国人児童生徒等への日本語指導を行う教員については、基礎定数化することにより2017年度からの10年間で配置の拡充を図ることとされたものの、その他にも小学校における英語の教科化及び義務教育9年間を見通した指導体制への支援のための専科教員の配置充実、いじめ問題への対応、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能の強化、専任の特別支援教育コーディネーターの配置、へき地教育の振興、養護教諭の役割の高まりへの対応、栄養教諭を中核とした食育の推進など課題は多く、こうした教育課題に対応するためには、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定、実現されることが必要である。
- 本県では、スクールカウンセラーを全ての中学校に、小学校には4校に1人、県立高等学校及び特別支援学校には拠点校に配置している。また、スクールソーシャルワーカーを県立高等学校及び特別支援学校の拠点校に配置するとともに、市町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置促進を図るための補助制度も実施している。しかしながら、近年、いじめ防止対策推進法の見直しに関する協議や、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行など、児童生徒の生徒指導上の諸課題の解消に向けた学校への期待はますます高まっており、学校教育相談体制を一層充実させていくためには、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの定数配置を実現されることが必要である。

(参 考)

◇ 国の教職員定数改善計画の状況

◆ 2006年度以降

(震災復興支援分を除く)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年度の改善 《改善総数 329人》
(合理化減と同数の改善) ・ 2007年度の改善 《改善総数 331人》
(合理化減と同数の改善) ・ 2008年度の改善 《改善総数 1,195人》
(うち純増1,000人、合理化減による改善195人) ・ 2009年度の改善 《改善総数 1,000人》
(うち純増800人、合理化減による改善200人) ・ 2010年度の改善 《改善総数 4,200人》 ・ 2011年度の改善 《改善総数 2,300人》 ・ 2012年度の改善 《改善総数 2,800人》 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年度の改善 《改善総数 1,400人》
(うち純増800人、合理化減による改善600人) ・ 2014年度の改善 《改善総数 703人》
(うち純増303人、合理化減による改善400人) ・ 2015年度の改善 《改善総数 900人》
(うち純増500人、合理化減による改善400人) ・ 2016年度の改善 《改善総数 525人》 ・ 2017年度の改善 《改善総数 868人》 ・ 2018年度の改善 《改善総数 1,595人》 ・ 2019年度の改善 《改善総数 1,456人》 |
|---|--|

◇ スクールカウンセラーの配置の推移 ※小中は名古屋市除く、高校・特支は県立(単位:校)

年度(西暦)	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
中学校	302	304	303	303	303	304	304	307	307	306	306	306	306	305
うち、 小中連携校(再掲)												35	44	61
小学校	—	70	70	70	144	161	173	181	189	196	196	177	174	164
高等学校	21	21	21	21	23	30	30	30	30	53	53	54	54	54
特別支援学校														1

※ 中学校には、義務教育学校を含む。

◇ スクールソーシャルワーカー設置状況

・ 県立学校への配置

2018: 高等学校7人 ⇒ 2019: 高等学校7人、特別支援学校1人

・ 設置事業費補助金の対象の市町(2019年度)

市町名	瀬戸	春日井	小牧	尾張旭	豊明	日進	東郷	長久手	江南	扶桑	半田	常滑	南知多	みよし
人数	3	5	2	2	3	3	2	3	2	1	1	1	1	2
配置方法	拠点校	派遣	派遣	拠点校	派遣	拠点校	巡回	派遣	拠点校	派遣	拠点校	派遣	巡回	派遣
市町名	一宮	稲沢	大治	岩倉	大口	武豊								
人数	3	1	1	1	1	1								
配置方法	拠点・巡回	巡回	巡回	派遣	派遣	巡回								

※ 補助を受けず、独自に配置している自治体・・・田原市(2)

※ 中核市(国から直接補助)・・・豊田市(5)、岡崎市(8)、豊橋市(4)

18 就学支援の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の授業料については、特に低・中所得層の授業料の実質無償化が図られるよう、早期に高等学校等就学支援金による補助を拡充し、中学3年生の進路選択に間に合うよう、速やかに制度の詳細を公表すること。
また、就学支援金制度の見直しについては、都道府県の意見を聞き、その意見を反映したものとすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。
また、都道府県及び私立学校の財政負担に対し、奨学給付金支給に要する事務経費を交付すること。
- (4) 要保護児童生徒に対する就学援助費並びに特別支援学校及び特別支援学級等に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、本制度の趣旨に鑑み、都道府県及び市町村に対して必要額全額が交付されるよう、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を講じること。
- (5) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対して十分な財政措置を講じること。また、実施面積・実工事費に則した、基準面積・建築単価へ見直しを図ること。併せて、学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。

(背景)

- やむを得ない理由により留年した場合も、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れるが、高等学校就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(2019年6月閣議決定)において、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化(現行の高等学校等就学支援金の拡充)が明記されたため、その早期かつ十分な実施が求められる。

制度概要は、既に公表されているが、支給上限額については、いまだに明示されていないことから、速やかに公表し、生徒の進路選択に配慮する必要がある。

- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、類似する高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっており、申請手続き等が煩雑になっている。

また、高等学校等就学支援金制度については事務経費の財政措置があるが、高校生等奨学給付金制度の事務経費については財政措置がない。

- 就学援助費は、市町村が国庫補助金を財源の一部として、経済的理由により子どもたちの教育を受ける機会が妨げられないように必要な給付を行うものである。また、就学奨励費は、特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するために必要な給付を行うものである。今後も引き続き、都道府県及び市町村の財政負担が増すことがないように、国において確実に予算を確保する必要がある。

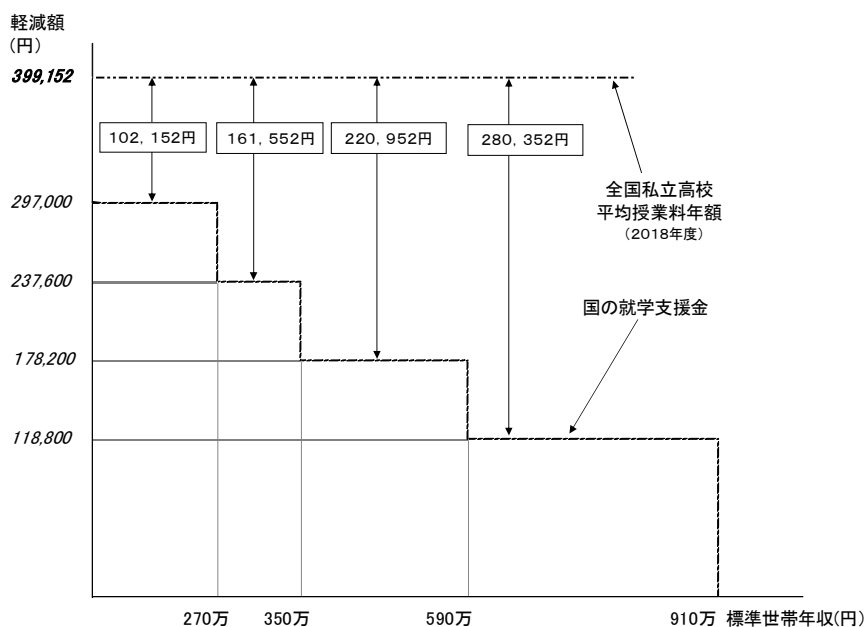
- 学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、2019年度採択事業の条件として、①前年度からの継続事業、②新規に学校給食を開始する場合、③2018年度未採択事業、④財政力指数等が示されている。本県においては、2019年度は、6事業中2事業が不採択となり、2018年度に5事業、2016年度に1事業、2015年度には4事業が不採択となった。安全・安心な給食を提供するために学校給食施設整備を行う必要があるが、市町村等の財政負担が増すことのないよう国において確実に予算を確保する必要がある。

- 学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、国の基準面積・建築単価を基に算定されており、2014年度から改善されたものの、学校給食衛生管理基準の改正（2009年4月）に伴う衛生管理の徹底や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応など、整備に必要な費用・面積が増大する中で、総工事費との間にはいまだに大きな乖離があり、市町村の財政負担が大きくなっている。

(参考) 2019年度建築単価(文部科学省・単独調理場) 240,200円/m²
 本県瀬戸つばき特別支援学校建築単価(単独調理場) 約350,000円/m²

(参 考)

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度



19 女性の活躍促進について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力的に推進すること。
- (2) 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている中小企業について、女性の活躍に向けた取組が促進されるよう、効果的な施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

(背景)

- 内閣府の「2014年度女性の活躍推進に関する世論調査」によると、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「周囲の理解・意識改革」と回答した者の割合が49.6%に上り、社会全体の意識改革が重要な鍵を握っていることが示されている。
- 2016年4月に「女性活躍推進法」が全面施行され、大企業を中心に、女性の活躍に向けた取組が一段と進むことが期待される場所であるが、本県企業の99.7%を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高い((参考)参照)。現在、「女性活躍推進法」の一部改正により、一般事業主行動計画の策定義務対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大することを予定されているところだが、中小企業の具体的な取組を後押しする、更なる効果的な施策の実施や充実が必要である。

- 本県では、これまで「地域女性活躍推進交付金」を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催や「あいち女性輝きカンパニー」（女性活躍企業）の認証制度の創設、中小企業向けハンドブック作成・セミナー開催、地方銀行と連携した中小企業等の取組促進、県の女性活躍の取組に協力いただける企業・団体と連携した中小企業の取組促進、女性の活躍企業の魅力発信等の事業を実施した。



2019年度は、女性の活躍に積極的に取り組む中小企業の魅力を広く知らせるPR動画等を制作する事業のほか、働く女性への意見聴取や企業・県民アンケートによる調査を実施し、県内の女性活躍の現状を把握・検証する事業を実施している。

今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金を継続することはもとより、交付金の増額、交付率の引上げ、対象事業・対象経費に係る柔軟な運用など、支援内容の拡充が必要である。

- 我が国では、製造業の専門・技術職に占める女性比率は10.6%（2015年度国勢調査）、大学における女子学生の割合が、理学27.9%、工学15.4%（文部科学省「令和元年度学校基本調査」（速報値））と低い現状にある。

本県では、理系分野への進路選択支援として、女子中高生による大学及び企業への訪問、取材及び取材結果の情報発信を通して、女子中高生の理系分野への関心を高める取組を行っているところである。



女子中高生による大学及び企業への取材（2018）

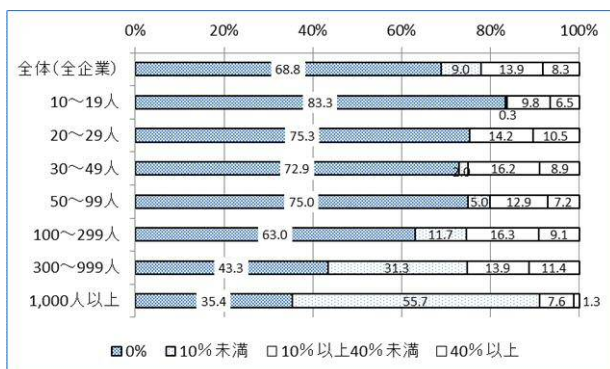
経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。

（参考）

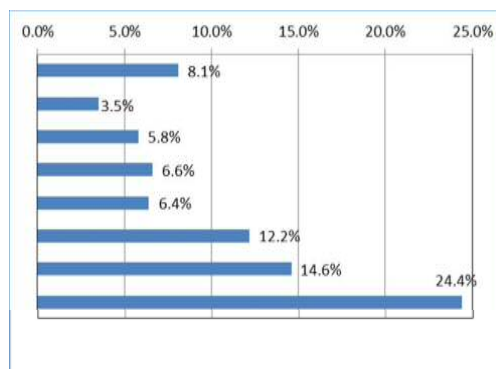
「女性の活躍状況『見える化』調査」結果（2014年12月、3000社回答）

～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～

従業員規模別の女性管理職比率の状況



女性管理職が5%以上増加した企業の割合



20 子育て支援施策の充実について

(内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、必要な地方財源を今後とも確保するとともに、無償化に伴う保育需要の増大に対応するため、保育所等の整備に対する財政措置や保育人材の育成・確保に対する支援措置を講じること。
また、認可外保育施設については、5年間の経過措置として、国が定める基準を満たしていない施設も無償化の対象とされたことから、認可外保育施設を利用する児童の安全を確保し、一定水準の保育の質を確保するため、都道府県等による指導監督の強化に対する財政支援など、認可外保育施設の質の確保・向上を図るために必要な措置を講じること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向け、早期に1兆円超の恒久的な財源を確保するとともに、本県が独自に進めている低年齢児の年度途中の保育需要の増加に対応した職員の加配についても、新制度の対象とすること。
- (3) 「子育て安心プラン」については、待機児童解消のため着実に推進するとともに、必要な財政措置を講じること。

(背景)

- 消費税率 10%への引上げによる国と地方の増収分を財源に、本年10月から3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用が無償化される。
- 無償化に係る費用については、原則として国が2分の1、県・市町村が各4分の1を負担することとされ、初年度の2019年度は地方消費税収の増がわずかにとどまることを踏まえ、その財源として全額国庫である「子ども・子育て支援臨時交付金」が交付され、2020年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとされている。
- 無償化に伴う保育需要の増大について、全国の自治体が懸念していることから、国と地方の協議の場(2019年6月6日開催)において、地方六団体から「これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講じること」との要請が国へ行われている。
- 認可外保育施設は、認可保育所に入れなかった子どもの受け皿となっていることから、認可施設利用者との公平性の観点から無償化の対象とされた。また、保育の質を確保するため、都道府県等(政令・中核市等)に届出を行い、国が定める基準を満たすことが無償化の要件とされた。
一方、基準を満たす施設に入れず、やむを得ず基準を満たさない施設を利

用する場合もあることから、公平性の確保及び認可外保育施設の質の向上を促進する観点から、5年間の経過措置として基準を満たさない施設も無償化の対象とされた。

- 子ども・子育て支援新制度の実施に係る財源については、子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（2012年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）において、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において財源の確保に最大限努力するものとする」とされている。
- 全国的に年度当初よりも年度途中で待機児童が増加しており、本県では2009年度から、低年齢児の途中入所に対応するため、市町村が民間保育所に対し、配置基準を超えて保育士を配置する場合に要する経費を補助している。
- 2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「子育て安心プラン」（2017年6月策定）を2年前倒しし、女性就業率80%にも対応できる32万人分の受け皿整備を2020年度末までに行うことが明記された。

（ 参 考 ）

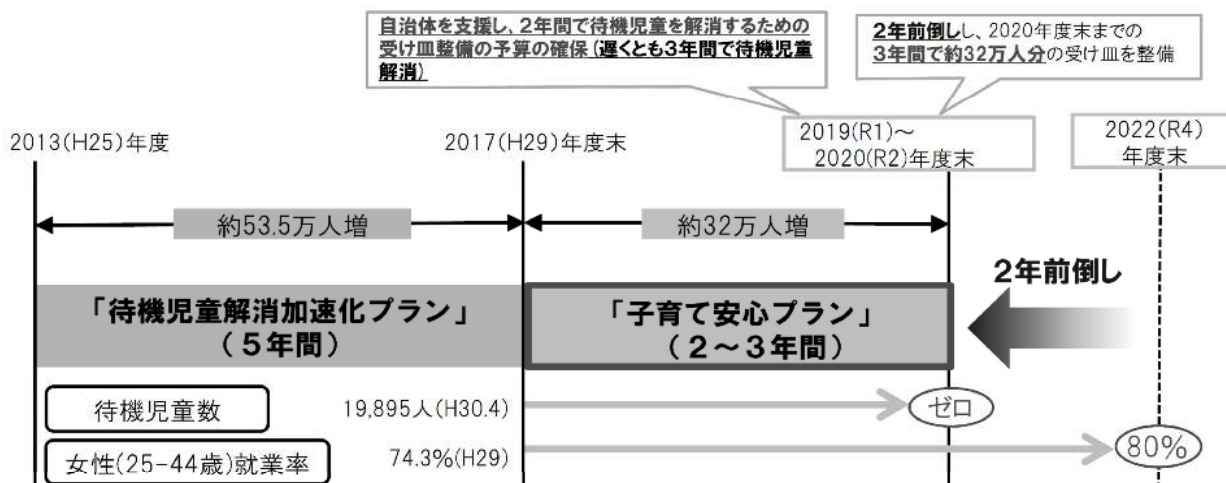
◇ 無償化に係る経費の国・地方の負担割合

区 分		国	都道府県	市町村
施設型給付 （地域型保育 給付含む）	私立幼稚園 保育所	私立	1 / 2	1 / 4
	認定こども園	公立	-	10 / 10
【新設】 子育て支援 施設等利用 給付（仮称）	私立幼稚園（新制度未移行園）		1 / 2	1 / 4
	認可外保育施設、 一時預かり事業、病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業等		1 / 2	1 / 4

◇ 低年齢児の年度途中入所に対する愛知県の単独施策

区分	低年齢児途中入所円滑化事業費
対 象 事 業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置する事業
補 助 要 件	低年齢児が年度途中で3人以上入所した民間保育所
補 助 先	市町村（名古屋市及び中核市を除く）
補 助 率	県1 / 2（市町村1 / 2）
補 助 基 準 額	担当保育士1人あたり 460,000円 / 年
予算額（2019年）	36,110千円

◇ 子育て安心プラン



2 1 児童虐待防止対策の充実について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童虐待防止対策の強化のため、配置が必要な児童相談所の児童福祉司・児童心理司等や市町村の専門職員の確保及び人材育成に対して、適切に財政措置を講じること。特に人材育成について、今後「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職員の増員が見込まれることから、国においても義務化されている児童福祉司等の研修を確実に受けられるよう研修機会の拡充をすること。また、一時保護所職員の配置基準について、独自の基準を政令により定め、そのために必要な財政措置を講じること。
- (2) 児童福祉法等の改正に伴う、児童相談所における機能分化のあり方や児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定などにあたっては、都道府県等との十分な協議を行い、地域の実情に合ったものとする。
- (3) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
 - ・ 乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け、職員配置の充実、人材育成及び施設整備に対して、必要な財源を確保すること。
 - ・ 里親のリクルートから支援まで一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関による包括的な支援体制を確立し、安定した運営ができるよう、人材育成や運営に対して、必要な財源を確保すること。
 - ・ ファミリーホームの設置促進を図るため、法人が設置する場合には措置費を定員払いとするとともに、個人が設置する場合については定員払いの期間を延長すること。
- (4) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

- 改正児童福祉法（2016年5月27日成立）において、児童相談所における児童心理司、スーパーバイザー、弁護士等の配置、市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職員の配置の義務化や支援拠点の整備に努めることとされた。
- また、国は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（2018年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」をとりまとめた。この対策のうち、緊急的に講ずる対策として、児童福祉司（里親養育支援や市町村支援のための児童福祉司を含む）を約2,000人増員するなど更なる体制強化を盛り込む「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（2018年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）」が策定された。これらを踏まえて、児童相談所及び市町村の専門職員の資質向上のための研修等の充実及び専門職員の確保に向けて必要な財政措置（地方交付税算定基礎等）を引き続き講じる必要がある。

- 児童福祉司スーパーバイザー研修などの義務研修については、子どもの虹情報研修センターや西日本子ども研修センターあかしが研修を実施しているが、今後も専門職員の増員が見込まれることから、義務研修対象職員が確実に研修を受講できるよう受講定員枠の拡大など研修機会の確保をしていく必要がある。
- 一時保護所職員の配置基準は、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を準ずることとされているが、一時保護入所児童は、様々な事情を抱えており、個々の児童の特性に配慮した処遇を図る必要があることから、一時保護所独自の職員配置基準が必要である。
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等が改正（2019年6月19日成立）され、児童相談所における一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講じることや、児童相談所の設置（管轄区域）について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとするなどが規定された。児童相談所は、都道府県が人口や交通事情、その他社会的条件を勘案して設置運営していることから制度の運用にあたっては、地域の実情にあったものとする必要がある。
- 国の「新しい社会的養育ビジョン（2017年8月）」において、乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が求められており、これらを実現していくためには、職員配置の充実や専門性の強化、施設整備が必要不可欠である。
- 里親委託率の大幅な向上に向けては、国が示すフォスタリング機関（里親のリクルート、研修、子どもと里親家庭のマッチング及び里親養育への支援に到るまでの一連の業務を包括的に実施する機関）の安定した運営の確保、里親登録者数の拡大や里親の質の向上を図り、委託される児童の安心安全な生活を保障していく必要がある。
- 法人型ファミリーホームは、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。また、自営型ファミリーホームについては、定員に達するまで相当期間必要なことから、定員払いの期間を現行の6か月から1年程度まで延長する必要がある。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多く、負担金の減免を検討する必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 専門職員の配置根拠（2019年8月1日現在）

	児童福祉司	児童心理司	保健師等	市町村の専門職員
配置根拠	児童福祉法第13条（義務規定）	児童福祉法第12条の3第6項第1号（義務規定）	児童福祉法第12条の3第6項第2号（義務規定）	児童福祉法第10条の2及び25条の2第6項（義務規定）
政令等による配置基準（地方交付税措置）	・3万人に1人以上＋業務量に応じ上乘せ ・市町村支援児童福祉司 ・里親養育支援児童福祉司（人口170万人当たり58人）	児童福祉司2人につき1人以上（人口170万人当たり22人）	医師又は保健師を1人以上（人口170万人当たり3人）	・子ども家庭総合支援拠点職員（人口10万人当たり1人） ・要対協調整機関調整担当者（人口10万人当たり1人）

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

2019年3月1日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所（委託）児童数	940人	76人	172人	1,188人
割合	79.1%	6.4%	14.5%	100%

2 2 医師確保対策及び地域医療介護総合確保基金について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、引き続き医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医師の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。なお、2019年度中に策定する医師確保計画の参考として国が公表する医師の偏在指標等について、地方の実情を反映していないなど是正を求められた場合には、必要に応じて見直しを行うこと。
さらに、医師の働き方改革については、医師の健康確保と地域医療の両立が図られるよう、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割が課されることのないよう、制度設計にあたっては、都道府県と十分に協議すること。
- (2) 2018年度から開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証し、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、運用の見直し等を行うこと。
なお、専攻医の募集定員に係る上限設定の方法については、5都府県に一律に上限を課している現在の方法から、都道府県・診療科ごとの専攻医数の多寡を踏まえたものとする。
- (3) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分については、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めることとし、さらに、都道府県において各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとするなどの見直しを図ること。

(背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題が深刻化し、全国的に大きな課題となっている。この医師不足の原因として、2004年4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下、夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働、女性医師の増加に伴う出産・育児等による離職、医療に係る紛争の増加に対する懸念といった問題が指摘されている。

- 平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査によると、本県の人口10万人当たり届出医師数は218.6人と全国平均251.7人をかなり下回っている。
また、県内の約2割の病院が医師不足により何らかの診療制限を行っている。
- 都道府県が策定する「医師確保計画」には、国が定める医師偏在指標を踏まえ、二次医療圏のうちから医師少数区域・医師多数区域を設定するとともに、三次医療圏（都道府県単位）でも医師少数都道府県・医師多数都道府県を設定し、医師確保の方針、目標医師数及び施策を定めることとされているが、2019年4月1日に示された暫定値では、三次医療圏における本県の順位は全国28位で、医師少数でも多数でもない都道府県となっており、人口10万人当たり届出医師数の全国順位（37位）とは乖離があるため、本県の現状が反映されていないことも考えられる。（医師偏在指標の計算式は示されているが、計算の過程は示されていない。）
なお、二次医療圏単位では、西三河南部東、東三河北部の2医療圏が医師少数区域、尾張東部、名古屋・尾張中部の2医療圏が医師多数区域となっている。
- 2018年度から研修が開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度としていくことが必要である。
新たな専門医制度においては、現在、専攻医数（研修を受ける者）が全国比5%を超える都府県の専攻医募集定員は、過去5年間の採用実績の平均値が上限とされているが、本県の人口が全国比で5.91%であることを考慮すると、一律に専攻医数の割合が5%を超える場合に上限を課すことは不合理である。
一方で、今回提示された上限設定案では、都道府県別・診療科別に、将来医師が不足すると見込まれる場合には上限を設定しないようになっており、これについては、本県は賛同するものである。
- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金が、2014年度から各都道府県に設置され、医療分は2014年度から、介護分は2015年度から対象とされている。
- 医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、在宅医療の推進、医療従事者の確保は不可欠であり、平成31年度国予算では基金（医療分）が100億円増額されたところであるが、2020年度の事業実施に向け、更に基金の十分な財源を確保していく必要がある。
また、2017年度に「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」が改正され、事業の区分間での額の調整ができないこととされたが、地域の実情に応じた効果的な事業実施のために、基金の柔軟な活用を認める仕組みが必要である。
- 基金（介護分）の介護施設等の整備に関する事業については、第7期介護保険事業（支援）計画に基づき実施するものであるが、2020年度は3年計画の最終年にあたり多くの整備が見込まれており、計画の適切な実施のためには地域医療介護総合確保基金による支援が不可欠であるため、十分な財源を確保していく必要がある。

2 3 認知症施策の推進について

(厚生労働省)

【内容】

国が新たに決定した「認知症施策推進大綱」に定められたK P I /目標の達成に向けた取組に加え、本県が独自で進めている「あいちオレンジタウン構想」に基づく「認知症に理解の深いまちづくり」の先進的モデルを目指す取組を着実に実施し、認知症施策を強力に推進していくため、更なる財政措置を講じること。

(背景)

- 我が国の認知症の人の数は、2012年の推計で約462万人が2025年には約730万人となり、65歳以上高齢者における割合は、現在の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みである。
- そのため、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、厚生労働省が関係府省庁と共同で2015年1月に「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)を策定し、2017年度末までの数値目標を設定したが、計画期間内に概ね達成されたことから、2017年7月に2020年度末までの数値目標に更新する等の見直しを行い、取組を進めてきたところである。
- こうした中、国においては、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、2018年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」を設置し、議論等を経て2019年6月18日に「認知症施策推進大綱」を決定した。
- 本大綱の対象期間は、2025年までとされるとともに、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するため、項目ごとに新たにK P I /目標が設定された。
- 本県では、国立長寿医療研究センターと2015年3月に締結した「認知症施策等の連携に関する協定」に基づく取組を推進するとともに、2017年9月には「あいちオレンジタウン構想」を策定し、あいち健康の森とその周辺地域を対象地域として、認知症に理解の深いまちづくりの先進モデルを目指す取組を推進している。
- 「あいちオレンジタウン構想」の中核的な役割を担っている国立長寿医療研究センターについては、今年度から国の支援を得て病棟の建替えを進めていくこととなったが、引き続き国と協調して支援を進めていくこととしている。
- また、昨年12月に、県の責務及び県民、市町村、事業者などの関係する人々の役割を定めた認知症施策推進条例を制定し、地域で暮らし、学び、働く人々が「じぶんごと」として取り組めるよう認知症に関する施策を推進している。

(参 考)

◇認知症施策推進大綱の主なK P I / 目標

項目		目標(2025年度末)
①普及啓発・本人発信支援	認知症サポーター養成数(2020年度末)	1,200万人
	企業・職域型の認知症サポーター養成数	400万人
	ピアサポーターによる本人支援	全都道府県
②予防	介護予防に資する通いの場への参加率	8%程度に高める
	成人の週1回以上のスポーツの実施率	65%程度に高める
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	かかりつけ医認知症対応力向上研修	9万人
	認知症サポート医養成研修	1.6万人
	歯科医師認知症対応力向上研修	4万人
	薬剤師認知症対応力向上研修	6万人
	一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修	30万人
	看護職員認知症対応力向上研修	4万人
④認知症/バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	本人の意見を踏まえた商品・サービスの登録件数	(今後設定)
	成年後見制度の中核機関を整備した市区町村数	全1741市区町村
	全国若年性認知症支援センターがコーディネーターから受ける相談件数	増加
⑤研究開発・産業促進・国際展開	認知症のバイオマーカーの開発・確立	POC取得3件以上
	認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立	

◇あいちオレンジタウン構想(2017年9月策定)

いわゆる団塊の世代の人々が後期高齢者となる2025年を見据え、国の新オレンジプランの目標設定年度である2020年までのアクションプランを、以下の体系により実施。

地域づくり	I 既存の社会資源の機能強化 ①医療資源・介護資源の機能強化 ア 認知症サポート医・かかりつけ医・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム・地域包括支援センター等の連携体制構築 イ 認知症介護指導者の活用による事業所の認知症対応力向上 ウ 国立長寿医療研究センターの病床機能の強化 ②地域の医療・介護専門職の家族介護者支援力向上 ③若年性認知症の人への早期相談支援体制づくり
	II 新たな社会資源(企業・大学)の巻き込み ①認知症の人にやさしい企業サポーターの養成 ②認知症パートナー宣言の創設
	III 社会資源の有機的連携 認知症カフェを中核とした有機的連携の実証
研究開発等	IV 国立長寿医療研究センターを中核とした産学官連携による共同研究等の推進 ①認知症予防の共同研究の実施 ア あいち健康プラザと国立長寿医療研究センターとの連携ラボによる認知症予防プログラムの開発等 イ シンガポール国立大学との連携交流の推進 ②国立長寿医療研究センターの病院機能の拡大

◇愛知県認知症施策推進条例(平成30年12月21日 条例第54号)

○目的

認知症の人が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける社会の実現

○基本理念

- ・ 認知症の人の尊厳を尊重
- ・ 認知症は、身近な病気であることを認識し、「じぶんごと」として取り組む
- ・ 県民等が相互に連携し社会全体で取り組む

○県の責務、市町村、県民、関係機関、事業者の役割

○施策の計画的推進

○県民の理解、地域づくりの推進、医療・介護の推進、研究開発の推進

○財政上の措置

2 4 国民健康保険の基盤強化について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 制度改革後の運営の在り方の見直し及び将来にわたる具体的な国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行い、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策についても、実施に向けて検討すること。このうち、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置について、地方の自主的な取組を阻害しているので、小学生以上の子どもや障害者などを対象とする医療費助成についても廃止すること。

(背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。
- このため、2018年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年3,400億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要である。
- 特に、高額な治療薬の保険適用等による医療費の増加は、国保財政をさらに悪化させており、保険料の上昇や公費負担の増加が懸念されるところである。
- また、子ども医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」における議論のとりまとめ（2015年2月）では、子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった地方からの提案についても、引き続き議論していくこととされている。また、全国知事会からも本県と同様の要請がなされている。

- このうち、未就学児までを対象とする医療費助成については、2018年度から国保の減額調整措置が廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない状況である。

(参 考)

◇ 市町村国保の運営状況

(2017年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74歳被保険者の割合	42.2%	42.2%	7.2%	3.2%
	無職者の割合	45.3%	43.1%	—	—
	年間所得200万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総額割合)	80.3%	69.5%	13.8%	5.9%
	一人当たり医療給付費	36.2万円	32.8万円	17.8万円	15.8万円
	保険料負担率	10.2%	8.8%	(2014年度)7.5%	(2014年度)5.7%
財 政	保険料収納率	92.45%	94.56%	—	—
	一般会計からの法定外繰入(決算補填)	1,751億円	71億円	—	—
	前年度繰上充用	657億円	8億円	—	—

◇ 国民健康保険の見直しのポイント

1. 公費拡充等による財政基盤の強化

○ 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。

I. 2015年度から保険者支援制度を拡充(約1,700億円)

II. 2018年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保

2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)

○ 2018年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

○ 都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

・ 統一的な国保の運営方針の策定

・ 市町村ごとの納付金の額の決定

・ 標準保険料率の算定・公表

・ 保険給付に要した費用の市町村への支払い 等

○ 市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行う。

25 障害のある人の地域生活を支える体制の整備について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 障害者の地域生活移行を進めるための住まいの場となるグループホームや就労移行支援などの日中活動系サービス、地域障害児支援体制の中核を担う児童発達支援センターの計画的な整備に係る財政措置を当初予算において適切に講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、都道府県や市町村が必要な事業を確実に実施できるよう、地方に超過負担が生じない十分な財源措置を講じること。

(背景)

- 都道府県・市町村においては、2018年度に策定した第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき、2020年度末までに地域生活支援拠点等と児童発達支援センターを各市町村（圏域設置を含む。）に少なくとも1か所以上設置することなど、障害のある方に対する支援の提供体制の計画的な整備が求められている。
- 国の社会福祉施設等施設整備費補助金の平成31(2019)年度当初予算では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「一億総活躍社会の実現に向けた障害福祉サービス事業所等の基盤整備」に対応するため、大幅な予算額の増加となっているが、本県の計画達成に必要な地域のニーズに対応していくためには、来年度当初予算においても今年度と同額程度の予算措置が必要である。
- このため、国庫補助の実施にあたっては、引き続き、当初予算において基盤整備を確実に行うための必要な財源を確保するとともに、必要に応じて補正予算措置をすることにより、協議のあるものについて全て採択することが望ましい。
- 特に、障害のある人の地域生活の場として中心的な役割を担うグループホームや日中活動系サービスは、地域生活支援拠点等の面的整備を進めていくうえでも、着実な整備を進めていく必要がある。また、在宅の重症心身障害児や医療的ケア児に対し、身近な地域で療育指導や集団生活への適応訓練を行う児童発達支援センターの整備も重要である。
- 一方、障害者総合支援法に基づき、県や市町村が実施する「地域生活支援事業」については、国は1/2を補助することとしているが、実際に交付される補助金は予算の範囲内とされ、毎年補助所要額を大きく下回っており、事業を安定的に実施していくために、十分な財源措置を講じる必要がある。また、農福連携による障害者の就農促進プロジェクトなど補助金交付要綱で補助率が10/10とされている一部の事業については、基準額が低く設定されることにより所要額全額が交付されない状況となっていることから、地域のニーズにこたえられるよう、十分な財源措置を講じる必要がある。

(参 考)

◇ 国の社会福祉施設等施設整備費補助金予算の状況 (補正予算等には復興特別予算等を含む)

区 分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
当初予算	26 億円	70 億円	71 億円	72 億円	195 億円
補正予算等	60 億円	118 億円	80 億円	50 億円	—
合 計	86 億円	188 億円	151 億円	122 億円	195 億円
当初予算における 本県協議額	262,464 千円	652,133 千円	197,332 千円	361,743 千円	364,738 千円
協議額に対する 採択率 (当初ベース)	17.0%	27.5%	76.6%	39.7%	100%

◇ 本県の児童発達支援センター整備状況 (2019 年 4 月 1 日現在)

圏域	海部	尾張 中部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 半島	西三河 北部	西三河 南部東	西三河 南部西	東三河 北部	東三河 南部	計
設置	—	—	3	1	3	5	1	2	3	—	3	21
未設置	7	3	3	1	4	5	1	0	3	4	1	32

※ 名古屋市を除く市町村数

◇ 本県のグループホーム整備計画 (単位：人/月)

2017 年度 (2018 年 3 月実績)	第 5 期障害福祉計画		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度
4,766	5,021	5,444	5,880

◇ 本県の地域生活支援拠点等の整備状況 (2019 年 3 月 31 日現在)

整備済	2019 年度	2020 年度	未定	計
18	3	32	0	53

※ 名古屋市を除く市町村数

◇ 地域生活支援事業の財源措置状況 (金額：千円)

区 分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
国予算額	46,400,000	46,400,000	48,760,885	49,314,351	49,486,221
国交付額 ①	2,592,225	2,709,210	2,850,385	2,892,748	—
本来国庫補助 所要額②	4,540,758	4,736,295	4,878,988	4,886,549	—
交付率(①/②)	57.08%	57.20%	58.42%	59.20%	—

※ 2017 年度から地域生活支援促進事業分を含む。

26 特別支援教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

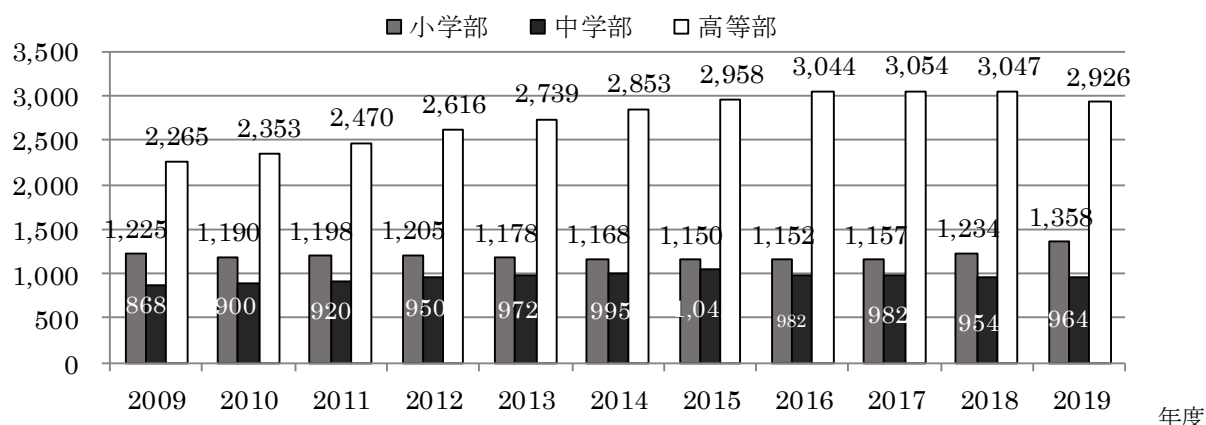
- (1) 特別支援学校(知的障害)に在籍する児童生徒数の増加に対応するため、学校施設の新築・増築に対する財政措置の充実を図るとともに、空調設備の設置やトイレ改修など、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。
また、学校施設環境改善交付金については、計画に沿って事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (2) 幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育を推進するため、教員を始め特別支援教育支援員、看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、教員の養成、研修並びに教育的支援方法の研究などの充実を図ること。

(背景)

- 知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴い、学校規模の過大化による教室不足が顕著であり、その解消を図るため、新たな学校の設置や既存施設を活用した分校・分教室の設置などの方策について検討を進めているが、施設整備に関する地方の財政負担が重く、必要な学校施設の整備が困難になっている。また、特別支援学校においては、障害の特性上、冷房設備の設置や洋式化を始めとしたトイレ環境の改善などの教育環境の整備が強く求められている。
- 特別支援学校の施設整備費については国庫負担金・交付金制度が措置されているが、2019年度当初予算では補助単価について引上げ(3.3%)がなされたものの、実際の施工単価とはまだ乖離があることから、さらなる引上げを図るなど、財政措置の充実が必要である。また、学校施設環境改善交付金については、臨時・特例の措置として国土強靱化関連予算が増額されているが、その他の予算は例年の規模となっており、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めていくためには、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 幼稚園、小中学校、高等学校においても障害のある幼児児童生徒への教育的支援は重要であり、学校現場が抱える複雑、困難な課題に対応するためには、通級による指導教員を始めとした教員の配置や特別支援教育支援員、看護師の配置など人的措置の充実が必要である。また、施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業(障害児等対策)は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育の推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- 切れ目ない支援体制整備充実事業(特別支援教育専門家等配置)においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。
- 専門的な知識・技能を有する教員の養成や、幼稚園、小中学校、高等学校における全ての教員の専門性を向上させるための研修並びに支援・指導方法についての研究など、適切な教育的支援及び支援体制の整備に必要な措置を充実させることが必要である。

(参 考)

◇知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



◇知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名	対 応
一宮東特別支援学校 佐織特別支援学校	2014年 いなざわ特別支援学校開校
豊川特別支援学校	2015年 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
半田特別支援学校	2018年 大府もちのき特別支援学校開校
春日台特別支援学校	2019年 瀬戸つばき特別支援学校開校
みあい特別支援学校	2020年 増築校舎供用開始予定
安城特別支援学校	2022年 西三河南部地区新設特別支援学校開校予定
三好特別支援学校	豊田市内への特別支援学校設置を検討中
名古屋市立南養護学校	2015年 名古屋市立南養護分校開校（県から財政支援）

◇特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

2019年度建築単価（文部科学省） 191,500円/m²
 本県瀬戸つばき特別支援学校施工単価 約454,000円/m²

◇小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）

- ・特別支援学級在籍児童生徒数
2015：9,615人 ⇒ 2017：10,855人 ⇒ 2019：12,525人
- ・通級による指導対象者
2015：4,096人 ⇒ 2017：5,049人 ⇒ 2019：6,458人

◇小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

- ・小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数（名古屋市を除く）
2014：379人 ⇒ 2016：606人 ⇒ 2018：1,186人

◇小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数（名古屋市を除く）

2014：36人 ⇒ 2016：46人 ⇒ 2018：49人

◇小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合 全体の約6.5%（文部科学省の調査結果に基づく推定値）

◇高等学校における発達障害等困難のある生徒の割合

全体の約2%（文部科学省の分析・推計に基づく推定値）

27 就業支援・職業能力開発等の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、法務省)

【内容】

- (1) 技能五輪国際大会について、愛知県を開催候補地として、2025年大会の招致実現に向け、国を挙げ全力で取組を進めること。さらに、国際大会で活躍できる日本人選手の強化に向けた取組を充実すること。
また、本県で開催する2020年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックについて、大会開催への協力や、全国からの選手参加、来場者の増加につながる啓発活動を実施すること。
- (2) 障害者の法定雇用率が2021年までに2.3%に上げられることを念頭に、大都市圏における障害者雇用支援の実態に即した障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者の増員配置等、さらなる障害者雇用支援策の充実を図ること。
- (3) 罰則付き時間外労働の上限規制については、2020年4月には中小企業にも適用されることから、労働基準監督署の体制強化を図り、中小企業に対する周知徹底や相談・支援に適切に対応すること。あわせて、労働時間等設定改善法の改正を踏まえ、長時間労働につながる取引慣行の見直しについて企業に周知徹底すること。
- (4) 介護を理由とした離職者を減らし、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、時間単位での介護休暇の取得が可能となるよう、法令の見直しに早急に取り組むこと。また、介護休業の期間を延長するとともに、労働者が介護休業制度を利用しやすいように、休業期間中の社会保険料を免除すること。
- (5) 外国人技能実習制度については、制度の趣旨に即して確実に技能習得できるよう技能実習計画や受入体制の審査を適切に行うとともに、技能検定合格率を高めるなど、実習生の技能向上に向けた取組を行うこと。
- (6) 就職氷河期世代の活躍支援については、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育の支援、職場定着支援、ひきこもりや生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

(背景)

- 本県は、製造品出荷額等が41年連続全国一のモノづくり県であり、技能検定合格者の数も全国一である。日本一の技能王国である愛知県が技能を尊重するムーブメント、運動の先頭に立って引っ張っていくことが必要である。
- 技能五輪国際大会を本県に招致することにより、技能を尊重する機運をさらに醸成し、本県の産業人材の育成を図るとともに、モノづくりで日本をリードする「産業首都あいち」を世界にアピールする。

- 2014年度に本県で開催された「技能五輪・アビリンピックあいち大会2014」は、来場者数が大会史上最大（技能五輪全国大会22万人、全国アビリンピック6万9千人）となる大成功をおさめた。また、技能五輪全国大会で本県選手団が、1986年の第24回大会で選手団賞が創設されて以来、33年間で31回の最優秀技能選手団賞を獲得するなど、目覚ましい活躍を続けている。
- あいち大会の感動と成果を持続させ、次代を担う若者にモノづくり技能を継承し、技能尊重機運をさらに高めるためには、技能五輪全国大会・全国アビリンピックを定期的開催することが効果的であると考え、2019年度及び2020年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックを本県で開催することとした。
- 県の障害者雇用状況については、実雇用率は過去最高の1.97%となっているが、法定雇用率2.2%（2018年度現在）に達していない状況である。
一方、2018年4月1日から法定雇用率が2.2%に引き上げられ、さらに2021年までには2.3%に引き上げられるところであるが、県内企業においては、法定雇用率の達成している企業が43.9%に留まっている。
- 名古屋圏域の障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者一人当たりの支援者数は、他の圏域に比し、極めて多い状況にある。また、障害者のみならず企業からの専門的支援ニーズも高まっているところであり、大都市圏における障害者雇用支援の実態に即した支援体制の確保が必要である。
- 2020年4月には、働き方改革の一環として罰則付き残業規制が中小企業にも適用されるため、企業に対してよりきめ細かい支援や指導が求められる。また、2019年4月の労働時間等設定改善法の改正においては、長時間労働につながる取引慣行を見直すよう事業主の努力義務が定められた。なお、本県調査では、企業の働き方改革の阻害要因として、「取引先との関係や業界慣例などの外的要因」との意見が最も多く、38.6%である。
- 介護等を理由に離職する就業者は全国で約10万人となっており、労働者の離職を防止し、継続就業を支援する企業の取組促進が求められる。その状況下で、2019年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」では、介護休暇の1時間単位での取得に向けた法令の見直しを示されている。一方、介護休業は3回に分割して取得することが可能となっているが、取得期間は育児休業が最長2年まで延長可能となったのに対し、介護休業は93日のままとなっている。また、育児については、産前産後休業及び育児休業等期間中の社会保険料は免除されているが、介護については休業期間中の免除規定がない。
- 本県には、全国一の規模である33,310人（2018年10月末現在）の技能実習生がおり、5年前の2.25倍と急増している。新たな外国人材受入れ制度の創設に伴い、本県で働く外国人はさらに増えることが予想されることから、その入口となる技能実習制度が制度の趣旨どおり適切に運用されるようチェック体制を整備することが必要である。
- また、技能評価について、技能実習法の改正により義務化された技能検定随時3級の受検者が急増しているが、学科試験の受検が義務化されていないため合格証が交付されない者が多くなっている。
- 2019年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」において、「就職氷河期世代支援プログラム」として、3年間の集中的な取組が明記されたところである。
- このプログラムでは、不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも全国で50万人）や、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期の無業者、社会とのつながりを作り社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など（計100万人程度）を対象に、処遇の改善や社会参加を促す取組を実施することで、同世代の正規雇用者を30万人増加させることを目指している。

28 外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

(財務省、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

【内容】

特定産業分野

- (1) 「特定技能」における特定産業分野については、地域の労働需給の状況や地域レベルの事業者団体や中小の事業者等から聴取した意向等を踏まえて、人手不足が深刻化している特定の製造業などを位置付けるとともに、必要に応じて柔軟に追加を検討すること。

多文化共生社会を支える環境の整備

- (2) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、国と地方自治体の役割を明確にするとともに、外国人を受け入れる地方自治体等の意見を十分に聴取し、その拡充を図ること。
- (3) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育及び生活支援など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体が行う取組については、計画的かつ総合的に実施することができるよう、速やかに必要な財政措置を講じること。また、財政措置については、その要件や手続き等を地方自治体が活用しやすいものとするとともに、適時適切に情報を提供すること。
- (4) 外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること。また、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進を引き続き進めること。
- (5) 医療言語人材（通訳者）の育成や活用方法については、各地域で運営する既存の仕組みに配慮したものとすること。また、医療通訳者派遣等の実施主体である地方自治体に対する財政措置や社会保険の適切な適用を促進すること。これらの取組等により、外国人が安心して医療・保健・福祉サービスを受けることができる環境整備を図ること。

外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (6) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。

- (7) 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール（就学前の日本語の初期指導や学校生活の適応指導）の取組を促進すること。また、不就学の外国人の子どもの実態を国が責任を持って把握した上で、就学の促進などを図ること。
- (8) 義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。また、日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。
- (9) 学習支援、生活適応支援の充実のため、地方自治体だけに任せることなく、国の責任において、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実や当該人材に係る登録制度の構築等に対する財政措置の拡充を図ること。

（背景）

- 我が国に在留する外国人は、近年大きく増加しており、2018年には、在留外国人数は約273万人、外国人労働者数は約146万人と、いずれも過去最高となっている。とりわけ、外国人労働者数は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や回復基調が続く経済情勢による人手不足などを背景に大きく増加しており、今後も増えることが見込まれている。
- こうした中、本年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設された。まず、農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする14分野で受入れが開始され、今後5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人材を受け入れることとされている。
- 国においては、外国人材が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」が取りまとめられ、それに基づく具体的な取組が進んでいる。
- 産業経済のグローバル化や世界規模の人材確保の競争が進む中で、この「特定技能」の創設は、今後の我が国の発展にとって、大きな意義を持つものであり、産業界からも大きな期待が寄せられている。
- 一方で、多くの外国人材の受入れは、労働者としてだけでなく、生活者としての外国人が広く47都道府県に定着していくということであり、地域の社会経済に非常に大きなインパクトを与えることになる。そのことを踏まえると、総合的対応策の一層の拡充、地方自治体の取組に対する十分な財政措置などが重要となる。
- 具体的には、「特定技能」の創設に関し、それぞれの地域の実状を踏まえ、人手不足が深刻化している産業を特定産業分野として柔軟に追加することを検討するとともに、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人への日本語教育、さらには安心して働き、暮らしていくための様々な支援など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組む必要がある。

(参 考)

本県の労働力の需給状況等

○人手不足が深刻化している特定の製造業

「輸送用機械器具製造業」、「プラスチック製品製造業」

※愛知県が特に人手不足が深刻化しているとして国家戦略特区に提案した
外国人材の受入れ業種（「特定技能」における特定産業分野を除く。）

○有効求人倍率の推移

[]内は全国での順位

	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月
全 国	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59
愛知県	1.99[6]	1.97[6]	1.94[7]	1.94[7]	1.94[7]

出典：厚生労働省愛知労働局「最近の雇用情勢」

○主要産業別新規求人数の多いもの（2019年8月）

単位：人

産業	① 医療、 福祉	② 卸売業、 小売業	③ 製造業	④ サービス業 (他に分類されないもの)	⑤ 宿泊業、 飲食サービス業
求人数	11,967	7,597	5,660	5,063	4,914

出典：厚生労働省愛知労働局「2019年8月分 最近の雇用情勢」

○中小企業の人手不足の状況（雇用人員D.I.）

業 種	2018年7-9月期	2018年10-12月期	2019年1-3月期	2019年4-6月期	2019年7-9月期
全 産 業	△34.6	△36.3	△33.3	△26.8	△24.9
製造業	△34.1	△35.7	△31.6	△23.0	△22.1
卸・小売業	△25.7	△26.0	△24.8	△20.8	△18.3
建設業	△61.5	△71.6	△73.4	△66.7	△64.3
サービス業	△40.0	△39.6	△39.4	△39.8	△33.9

出典：愛知県「2019年7月～9月期中小企業景況調査結果」

※雇用人員D.I.：当期において雇用人員が「過剰」であるとする企業の割合から「不足」であるとする企業の割合を差し引いた値

在留外国人数の状況

単位：人 []内は全国での順位

	2015年12月末	2016年12月末	2017年12月末	2018年12月末
全 国	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093
愛知県	209,351 [3]	224,424 [2]	242,978 [2]	260,952 [2]
ブラジル	48,008 [1]	51,171 [1]	54,566 [1]	59,334 [1]
中国	45,481 [5]	46,283 [5]	47,749 [6]	49,159 [6]
その他	115,862	126,970	140,663	152,459

出典：法務省「在留外国人統計」

本県の外国人児童生徒への日本語教育の状況等

○日本語指導が必要な外国人児童生徒数

・上位5都府県（2018年5月1日現在）

単位：人

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校等※	合計
1 愛知県	6,146	2,462	0	492	9,100
2 神奈川県	2,845	963	6	639	4,453
3 東京都	1,857	1,027	27	734	3,645
4 静岡県	2,107	712	0	216	3,035
5 大阪府	1,309	918	87	305	2,619
全 国	26,092	10,213	185	3,995	40,485

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（隔年実施）」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

・愛知県（各年5月1日現在）

年 度	小学校		中学校		高等学校等※		合計
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	
2010年度	448	4,081人	213	1,427人	26	115人	5,623人
2012年度	422	4,072人	199	1,613人	27	193人	5,878人
2014年度	445	4,379人	225	1,769人	29	225人	6,373人
2016年度	513	5,049人	243	1,959人	39	269人	7,277人
2018年度	562	6,146人	278	2,462人	50	492人	9,100人

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（隔年実施）」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

・愛知県（母語別）（2018年5月1日現在）

単位：人

区 分	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語	中国語	英語	韓国・朝鮮語	その他	合計
小 学 校	2,835	627	1,319	680	89	60	536	6,146
中 学 校	1,136	261	564	283	35	32	151	2,462
高等学校等※	135	31	191	71	1	2	61	492
合 計	4,106	919	2,074	1,034	125	94	748	9,100
（構成比）	（45%）	（10%）	（23%）	（11%）	（2%）	（1%）	（8%）	（100%）
2016からの増減	+883	+86	+468	+153	+1	-10	+242	+1,823

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（隔年実施）」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

○語学相談員の配置状況（人）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
ポルトガル語	4	4	4	4	4
スペイン語	5	5	5	4	4
フィリピン語	2	2	2	3	3
合 計	11	11	11	11	11

○外国人児童生徒日本語教育支援補助金

年度	2016	2017	2018
補助団体数(団体)	4	4	4
児童生徒数(人)	215	270	264
補助金額(千円)	8,114	8,605	8,211

○日本語学習支援基金による日本語教室への支援の状況

	2008年度	2018年度	比較
日本語教室数(団体数)	25教室(20団体)	84教室(51団体)	3.4倍(2.6倍)
学習者数	280人	1,212人	4.3倍
助成金額	3,906千円	19,251千円	4.9倍